別表（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 本市に住所を有する者で次の各号のいずれにも該当するもの。  (1) 在宅の75歳以上の者及び当該年度内において75歳になる在宅の者  (2) 対象種目の用具を購入し、心身の機能維持及び自立促進に努める者 |
| 用具の種目 | (1) 杖（介護保険対象外のものに限る。） (2) 歩行器（介護保険対象外のものに限る。） (3) 補聴器 (4) 電磁調理器 |
| 助成限度額等 | 助成限度額及び助成期間は、次のとおりとし、助成は、用具ごとに一人の対象者について助成期間内において１回までとする。  消費税については、助成の対象としない  100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 用具の種目 | 助成限度額 | 助成期間 | | 杖 | 1,500円 | １年 | | 歩行器 | 5,000円 | １年 | | 補聴器 | 10,000円 | ３年 | | 電磁調理器 | 5,000円 | ３年 | |